

国保紫雲寺診療所の坂井先生による

健康お悩み解決



問 国保紫雲寺診療所 (☎ 41-2015)

サードHANDスモーク

皆さんは、「サードHANDスモーク(三次喫煙)」という言葉をご存じでしょうか。他人のたばこの煙を吸い込む受動喫煙「セカンドHANDスモーク(二次喫煙)」をさらに広く捉えたもので、たばこの煙がついた壁やカーテン、家具、髪、衣服などに残った有害物質を吸い込んでしまうことを指します。

たばこの煙が見える状況であれば、自分が受動喫煙にさらされていることが容易に分かりますが、サードHANDスモークでは、自分が有害

な物質にさらされていることさえ分からない場合もあります。

特にお子さんの場合は、知らず知らずのうちにソファやカーテンなどをなめる可能性もあり、じゅうぶん注意が必要です。

また、たばこを吸った方の呼気にも、喫煙後30分位は有害物質が含まれています。これもサードHANDスモークの一つだということを、喫煙する方は知っておいてください。

【国保紫雲寺診療所閉院のお知らせ】

国保紫雲寺診療所は平成29年度末で閉院します。これまでご利用いただきました皆様には大変ご不便をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

外来診療は平成30年2月28日(※)までです。

【診療時間】

月～金曜日の午前9時～正午、午後3時～6時

【診療科目】

内科、心療内科

(心療内科の新患の受付は終了)

くらしの相談所

困ったときは市民生活課市民相談センター・消費生活センター (☎ 28-9110) へ

大事なスーツに穴が! 弁償してほしい!!

【事例】

半年以上前にクリーニングに出してしまっておいたスーツを着ようとしたら、左袖に穴が3か所開いていた。スーツを持って行ったときに店員といっしょに確認したが、穴は開いていなかった。受け取りに行ったときには、穴について説明はなかった。店に申し出たが、穴は店で開いたものではないと言われ、納得がいかない。弁償してほしい。

【対策】

▼時間がたつと原因の特定が難しくなります。引き取りは早めにし、受け取り後はすぐに品物の状態を確認しましょう

▼品物を出してから1年経過したり、消費者が品物を受け取ってから6か月経過したりした場合は、賠償金を請求できなくなりますので注意しましょう

▼困った時は、消費生活センターにご相談ください

消費者ホットライン=☎ 188 (いやや)

1～3月は悪質商法被害防止共同キャンペーン期間です

県と県内の各消費生活センターでは、悪質商法被害防止キャンペーンを実施します。社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を未然に防ぎましょう。

【市民相談・消費生活相談】

ヨリネスしばた1階市民相談センター・消費生活センター
祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時